

千葉県警察犯罪収益対策推進要綱

平成20年2月29日

本部訓令第4号

[沿革] 平成26年3月本部訓令第6号

千葉県警察犯罪収益対策推進要綱を次のように定める。

千葉県警察犯罪収益対策推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、効果的かつ一体的な犯罪収益対策を推進することにより、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(犯罪収益対策の基本姿勢)

第2条 犯罪収益対策の基本姿勢は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪収益対策は、全ての部門が緊密に連携し、組織を挙げて行う。
- (2) 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用を図る。
- (3) 犯罪収益関連犯罪（法第12条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の取締り及び犯罪による収益の剥奪を推進する。
- (4) 特定事業者（法第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）の自主的な取組及び県民の理解の促進を図るための広報・啓発活動を行う。

(犯罪収益解明班)

第3条 刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策課に犯罪収益解明班を置く。

2 犯罪収益解明班は、次の事務を行う。

- (1) 犯罪収益対策に関し各部門が実施する施策の総合調整
- (2) 警察庁から提供される疑わしい取引に関する情報（法第12条に規定する疑わしい取引に関する情報をいう。以下同じ。）の受領、分析及び提供
- (3) 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱いの確保
- (4) 犯罪収益関連犯罪の捜査

3 犯罪収益解明班は、千葉県警察組織犯罪対策要綱（平成17年本部訓令第6号。以下「組織犯罪対策要綱」という。）第8条及び第9条に規定する情報官及び情報補助官並びに次条に規定する犯罪収益解明責任者と緊密な連携を図り、効果的な犯罪収益関

連犯罪の捜査の推進及び情報収集に努めるものとする。

(署の推進体制等)

第4条 署の推進体制は、組織犯罪対策要綱第10条の規定により署に設置する組織犯罪対策推進室(以下「推進室」という。)によるものとする。

2 推進室に犯罪収益解明責任者を置き、刑事課長(刑事二課制の署については、刑事第二課長)及び刑事生活安全課長をもって充てる。

3 犯罪収益解明責任者は、次条に規定する情報を一元的に集約・分析するとともに、犯罪収益解明班と連携した犯罪収益関連犯罪の取締りに努めるものとする。

(犯罪による収益に関する情報の収集及び報告)

第5条 職員は、あらゆる機会を通じて犯罪収益対策を効果的に推進するため、次の情報の収集に努めるものとする。

(1) 犯罪による収益の移転の実態に関する情報

(2) 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

2 所属長は、犯罪による収益に関連する情報を入手した場合には、県本部主管部へ報告するとともに、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策課長を経由して刑事部組織犯罪対策本部長に報告するものとする。

(取締りの推進)

第6条 犯罪収益対策を推進するに当たっては、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。)等各種法令を適用し、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を推進し、積極的に事件化する。また、犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、当該犯罪の事件化に当たっては、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、関係機関との幅広い連携に努めるものとする。

(犯罪による収益の剥奪の推進)

第7条 犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、単に被疑者の逮捕だけでなく、犯罪による収益の発見にも努め、これを発見した際には、速やかに、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施するものとする。

2 犯罪による収益の没収又は追徴が的確に図られるよう犯罪による収益の剥奪について検察庁との緊密な連携を図るものとする。

3 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置だけでなく、捜索・差押え、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会をとらえて犯罪による収益の剥奪に

資する措置を講ずるよう努めるものとする。

(疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い)

第8条 疑わしい取引に関する情報を活用した取締りを行うに当たっては、被疑者その他の関係者に、当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底しなければならない。

2 疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、疑わしい取引に関する情報取扱要領の制定について（平成20年2月29日、例規（組対）第11号）に基づき、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(県民の理解の促進)

第9条 法の効果的な運用を図るため、関係機関と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなど、犯罪収益対策の重要性に関する県民の理解を深めるための広報啓発活動を行うものとする。

(表彰)

第10条 表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労だけでなく、犯罪による収益の剥奪に関する功労及び犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労についても、積極的に考慮するものとする。